

政策整理番号 2

### 評価シート(B)

対象年度	H16	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
------	-----	-------	------------	-------	--

政策番号	1-1-2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり
------	-------	-----	----------------------------------

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実
------	---	-----	-----------

A - 3 - 1 施策の有効性:規則 § 6 3号

有効	概ね有効	課題有
----	------	-----

<p>【政策評価指標達成状況から】課題有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指標名:精神障害者の措置入院者の県内対応率 達成度 B</li> <li>・(達成状況の背景)短期間に特定の地域で集中的に入院措置を行う必要が生じたため、他県での措置が必要となったことが、県内対応率を低下させた要因であると思われる。</li> <li>・(達成度から見た有効性)目標達成まで5.1ポイント足りない状況であり、施策の効果を認めるまでに至っていない。</li> </ul> <p>【政策満足度から】概ね有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策満足度は過去4回とも58～59点であることから、政策に対する施策の効果はあるものと判断できる。</li> </ul> <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・該当なし</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価指標の目標値は達成していないものの、政策満足度はH16年度59点であり、本施策は概ね有効であると思われる。</li> </ul>
--

### 施策を構成する事業の事業番号と種別

事業番号	種別	事業名	事業番号	種別	事業名
1	主	精神障害者救急医療システム整備事業	6		
2			7		
3			8		
4			9		
5			10		

主:宮城県総合計画第 期実施計画に掲載されている「主要事業」 重:重点事業のうち主要事業以外の事業

B - 1 施策実現にむけた県関与の適切性と事業群設定の妥当性:規則 § 6 1号, 4号

適切	概ね適切	課題有
----	------	-----

<p>【国,市町村,民間団体との役割分担】適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(国)各種法律等制度の枠組み整備、補助金等財政支援等</li> <li>・(県)一医療機関や一市町村で対応できず、また、採算ベースに乗らないなど緊急な医療を必要とする際のシステム整備</li> <li>・(市町村)社会復帰対策等、身近で利用頻度の高い保健サービスの実施</li> <li>・(民間団体)精神障害者に対する一般的な医療の提供</li> <li>・本施策に係る事業は、上記役割分担に沿って設定・実施されており、県の関与は妥当である。</li> </ul> <p>【施策目的を踏まえた事業か】適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神医療体制の充実を図るため、県の役割である緊急な医療を必要とする際のシステムとして救急医療システム整備に関する事業で本施策は構成されており、この整備を行うことで、精神医療体制の充実を図っていくことは妥当と思われる。</li> <li>・また、保健医療とは別に精神障害者の福祉施策として、施策名「障害者の地域での生活支援」において、精神障害者の生活の場・日中活動の場の整備等を県では行っており、精神障害者に対する事業は、「保健医療」及び「福祉」の両面の事業により構成されている。</li> </ul> <p>【事業間で重複や矛盾がないか】適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的、対象者に応じ事業が適切に設定されており、重複や目的が矛盾する事業はない。</li> </ul> <p>【社会経済情勢に適応した事業か】適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急な医療を必要とする際のシステム整備は、県の役割であることが、国の法律で定められており、その意味からも適切な事業であると言える。</li> </ul> <p>【施策重視度と満足度の乖離が大きいか】(事業の必要性)適切</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策重視度が減少し、また前年より乖離は縮小(30→26.5)したものの、依然高い水準であることから、各事業の推進が必要である。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策目的、県の役割分担、事業体系から判断して本施策の事業設定は概ね適切であると思われる。</li> </ul>
---

施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実
------	---	-----	-----------

B - 2 事業群の有効性:規則 § 6 2号

有効 概ね有効 課題有

<p>【施策満足度から】 課題有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策満足度は過去3回にわたり50点と低調であり、事業の有効性を確認できない。</li> </ul> <p>【政策評価指標達成状況から】 課題有り 「政策評価指標分析カード(4)ア」から抜粋</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間での措置入院対応が必要となった等の要因により、達成度はBとなり、課題が残った。</li> </ul> <p>【社会経済情勢を示すデータの推移から】 概ね有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳所持者数(仙台市除く)は、増加傾向にあること(H14年度2,514人、H15年度2,584人)や、当該施策を構成する事業の実施結果として、対応件数等が1.5倍程度になっている。</li> <li>・このように、社会的な状況として、当該施策が必要であることが確認でき、また、当該施策を構成する事業群も同様に必要であると言える。</li> </ul> <p>【業績指標推移から】 概ね有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者救急医療システム整備事業</li> <li>緊急な医療を必要とする精神障害者のために休日等の昼間は病院輪番制により、通年夜間は県立精神医療センター(17:00~22:00)において精神科救急医療体制の確保を図った。</li> <li>・精神障害者夜間等相談窓口運営事業</li> <li>日曜・祝日等の昼間及び通年夜間において、宮城県援護寮内に一般電話相談窓口を設置(H15.6開始)し各種相談に応じた。</li> <li>・上記のとおり、年間を通して、安定的なサービス提供を行った。</li> </ul> <p>【成果指標推移から】 有効</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対応件数、相談件数とも、対前年度比1.4~1.5倍程度に増加している。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標が施策目的と同方向に推移しているにもかかわらず、施策満足度は低調である。</li> <li>・これは、相談件数等が対前年度比1.5倍程度になっていることから、H17年度の実施結果を待たないと判断はできないが、潜在的な需要が相当あるものと思われ、施策満足度に事業群の効果が反映されていないものと思われる。</li> <li>・しかし、社会経済情勢や成果指標では一定の効果が認められることから「概ね有効」と判定する。</li> </ul>
---

B - 3 事業群の効率性:規則 § 6 3号

効率的 概ね効率的 課題有

<p>【施策満足度 業績指標・成果指標】 課題有り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策満足度は過去3年間改善しておらず、業績指標・成果指標と相関が認められないことから効率的とは言えない。</li> </ul> <p>【政策評価指標達成度 業績指標・成果指標】 概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果指標が増加しているにも関わらず、政策評価指標は目標値を達成していないが、政策評価指標の未達成要因は、短期間に措置入院の対応が必要となったことであり、当該精神科救急医療システムがない場合は、さらに措置入院対応率が低下することが予想されるため、政策評価指標と事業群の実施に伴う成果指標とは運動性があるものと思われる。</li> </ul> <p>【社会経済情勢データ 業績指標・成果指標】 概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神科救急医療システムを必要とする人は着実に増加しており、その流れと事業群は合致している。</li> </ul> <p>【事業費に対する業績指標の割合(効率性指標)が適切か】 概ね効率的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間相談窓口運営事業は、H16年度から1年間の通年事業となったため事業費が増加しているものであるが、効率性は低下している。また、精神科救急医療システムの効率性指標はほぼ横ばいとなっている。</li> <li>・上記のとおり効率性指標自体は、横ばいもしくは低下となっているが、夜間相談窓口運営事業は、事業費が対前年比1.3倍であるのに対し、相談件数は1.5倍。また、精神科救急医療システムでは、事業費がほぼ同額であるにも関わらず、対応件数は1.4倍となっており、概ね効率的に事業が実施されているものと思われる。</li> </ul> <p>【総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施策満足度と成果指標との相関は必ずしも相関があるとは言えないが、事業費に対する効率性等の分析結果から、事業群は概ね効率的に実施されているものと判断できる。</li> </ul>
--

B 施策評価(総括):規則 § 6

適切 概ね適切 課題有

<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業群の設定、有効性、効率性とも、概ね適切であると判断できる。</li> <li>・しかし、施策満足度は低調であるため、夜間対応時間の延長など精神科救急医療システムのさらなる充実を図り、施策満足度の向上を図っていく必要がある。</li> </ul>
--

政策評価指標分析カード(整理番号1)

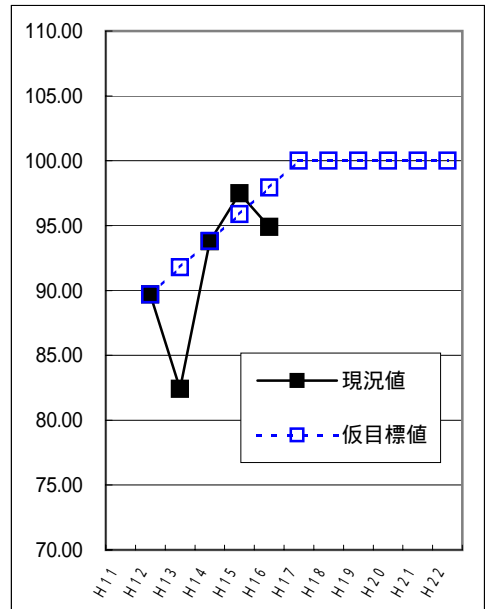
政策整理番号 2

対象年度	H16	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1-1-2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実		

(1) 政策評価指標の推移

政策評価指標名		単位							
精神障害者の措置入院者の県内対応率		%							
目標値	難易度	H17	100	H22	100				
評価年	初期値	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	
測定年	H12			H13	H14	H15	H16		
現況値 (達成度判定値)	89.70	...	...	82.40	93.80	97.50	94.90		
仮目標値	89.70	...	...	91.79	93.82	95.88	97.94	100.00	
達成度				C	B	A	B		

政策評価指標値の推移(グラフ)



難易度: (トレンド型目標 実現が可能), (中間型目標 実現が困難), (チャレンジ型目標 実現がかなり困難)

(2) 指標の選定理由

・精神障害者は、精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化等により、措置症状を呈すことにより措置入院が必要となる場合又は、それ以外にも緊急な医療を必要とすることがあり、これらに対する適正な医療が提供できるような体制が県内に確立していることが望ましい。

(3) 施策満足度の推移

施策満足度 (単位:点)	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	施策重視度 A		-		80	80	76.5					
施策満足度 B		-		50	50	50						
かい離 A-B		-		30	30	26.5						

(4) 政策評価指標の妥当性分析

ア 達成状況の背景(未達成の場合はその理由等)・今後の見通し	イ 達成度と施策満足度の推移の相関
達成度:B ・精神科救急医療システムの整備はなされているものの、短期間に特定の地域で集中的に入院措置を行う必要が生じたため、他県での措置が必要となったことが、県内対応率を低下させた要因であると思われる。	判定:... ・政策評価指標の現況値が増加、低下と変化しているが、施策満足度は50のままであり、施策満足度と政策評価指標との相関を確認することはできない。

(5) 政策評価指標の妥当性の検証(総括)

存続

要検討

【施策の有効性を評価する上で適切な指標か】  
 ・精神障害者に対する医療の提供は、民間医療機関を中心として行われている。  
 ・一方、措置入院への対応に代表される救急医療への対応については、採算ベースにのるものではなく、民間医療機関での対応は困難なため、県の積極的な関与のもとで、その充実が求められている。  
 ・よって、政策評価指標と県民満足度との相関は確認できないが、措置入院者への対応率を指標することによって、県における精神医療体制の充実の程度が判断できるものと考えられる。



施策番号 4 施策名 精神医療体制の充実

活動によりもたらされた成果

成果指標名	H14	H15	H16
-------	-----	-----	-----

対応件数	292	4,099	5,657
------	-----	-------	-------

相談件数		9,130	13,884
------	--	-------	--------

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

--	--	--	--

施策実現までの道筋  
【事業内容 目的】

精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、緊急な医療を必要とする精神障害者等のために精神科救急医療体制を確保します。

精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう、休日及び夜間において、精神障害者及び家族からの電話相談に対応します。

施策概要

精神医療体制の充実  
精神障害者等が休日・夜間でも安心して暮らせるよう、精神疾患の急な発症や症状の悪化に対応する救急医療体制の充実を目指す。

# 施策・事業展開シート(C)

政策整理番号 2

対象年度	H16	作成部課室	保健福祉部医療整備課	関係部課室	
政策番号	1-1-2	政策名	どこに住んでいても必要な医療や保健サービスが受けられる環境づくり		
施策番号	4	施策名	精神医療体制の充実		

## C - 1 評価結果から抽出される課題と対応策

<p>[政策評価] 施策群設定の妥当性, 施策群の有効性 該当なし</p> <p>[施策評価] 事業群設定の妥当性, 事業群の有効性, 効率性 ・該当なし</p> <p>[上記対応により, 当該事業を縮小・中止した場合の影響] 該当なし</p>
--

## C - 2 施策・事業の方向性

### 施策の次年度(H18年度)の方向性とその説明

方向性	拡大	維持	縮小	その他
-----	----	----	----	-----

<p>[見直しの視点とその理由] ・該当なし</p> <p>[次年度の方向性] ・24時間安心して医療を受けることを可能とすることを目指し、今後とも精神科医療救急システムの円滑な運営を行うとともに、更にシステム内容の充実(時間延長等)を図るための医師確保等精神医療体制の充実を図る必要がある。</p>
--

### 主要事業・重点事業の次年度(H18年度)の方向性とその説明

事業番号	種別	事業名 [H16決算見込額]	方向性	方向性に関する説明
1	主	精神障害者救急医療システム整備事業 [117,484千円]	維持	H18年度以降も、精神科救急医療システムの円滑な運営を引き続き行うとともに、夜間受付時間の延長等さらにシステムの充実を図る必要がある。
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				